

水痘(水ぼうそう)予防接種のお知らせ

1 水痘(水ぼうそう)

〈感 染〉 水痘・帯状疱疹ウイルスによる感染症で、主に空気感染によって起こります。

〈症 状〉 潜伏期間は通常2週間程度(10～21日)です。主症状は痒みを伴う発疹(斑点状の赤い丘しんから始まり、その後3～4日で水疱になり、最後は痂皮[かさぶた]を残して治癒する)で軽度の発熱を伴うこともあります。一般的には軽症な疾患ですが、免疫不全状態の方では重症となり、脳炎を合併することもあります。妊娠初期にかかると胎児に先天性水痘症候群、分娩直前・直後にかかると新生児に先天性水痘のおそれがあります。

また、もっとも感染力の強い感染症の一つであり、学校保健安全法の規定に基づき、保育園、幼稚園、学校への登園・登校は感染力がなくなる時期(すべての発疹が痂皮化する)まで禁止となります。

〈ワクチン〉 水痘・帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。日本で世界に先駆けて開発され、このワクチンを1回受けた者のうち、約20%は、後に水痘(水ぼうそう)にかかることがあります。もしかかってもの軽くすむとされていますが、より確実に予防するためには2回の接種を行います。水痘患者に接触した場合、3日以内にワクチンを接種すれば発症を予防できるとされています。

〈副反応〉 健康な小児では副反応はほとんど認められませんが、ときに発熱、発疹が見られ、まれに接種局所の発赤、腫脹(はれ)、硬結(しこり)が見られます。極めてまれに重大な副反応としてアナフィラキシー様症状や急性血小板減少性紫斑病が生じる可能性もあります。

1 持参するもの

水痘予防接種予診票(松戸市交付) 予防接種番号 母子健康手帳

氏名・生年月日・住所が確認できるもの(マイナンバーカードなど) 子ども医療費助成受給券

★「予診票(無料券)」に必要事項を記入する際には、ボールペンを使用してください。

2 受ける年齢と接種回数

・1歳～3歳未満の間に2回接種

★接種期間を逃すと無料での接種はできません。

★水痘(水ぼうそう)にかかった方は接種する必要はありません。

3 接種間隔

初回接種(1回目)から3か月以上の間隔をおいて追加接種(2回目)をする

《標準的な接種期間》

生後12か月から生後15か月になるまでに初回接種(1回目)を行い、追加接種(2回目)は初回接種終了後6か月～12か月までの間隔をおいて接種する。

4 接種方法

・松戸市と契約している医療機関で受ける個別接種です。(別紙医療機関一覧表参照)

・契約している医療機関以外では、「予診票(無料券)」は使用できません。

・転出等で松戸市に住民登録がない場合は、松戸市発行の「予診票(無料券)」は使用できません。

5 受けることができない人

- (1) 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)のある人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人(急性で重症な病気で、薬を飲む必要のあるお子様は、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。)
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人

アナフィラキシーというのは通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるようなはげしい全身反応のことです。

- (4) 注射生ワクチン<BCG、麻しん、風しん、MR(麻しん風しん混合)、おたふくかぜなど>の予防接種を受けて27日以上経過していない人
- (5) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6 受ける前に医師とよく相談しなくてはならない人

★下記に該当する人はかかりつけの医師と相談し、必要に応じて「**診断書または意見書**」をもらってから接種に行きましょう。

- (1) 心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
- (2) 前に予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常が見られた人
- (3) 今までにけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
- (4) 過去に中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人、又、近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- (5) ワクチン内の成分に対し、アレルギーがあるといわれた人
- (6) 薬の投与を受けて皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある人
- (7) 麻しん(はしか)は治ってから4週間、風しん、おたふくかぜなどは治ってから2~4週間経過していない人、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。

7 接種上の注意

- (1) 予防接種を受けたあと30分間は、医療機関でお子様の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 当日は、激しい運動は避けましょう。
- (5) 異なる種類の注射生ワクチンを受けるときは、接種日から27日以上の間隔をあけてください。(接種した翌日が1日目となります。)

8 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

◎何か気になる症状が出た場合は、医師の診察を受けてください。